

大阪府茨木保健所運営協議会の委員名簿

(令和6年8月1日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
石田 行司	イシダ コウジ	摂津市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
市来 隼	イチキ ハヤト	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
上野 豊	ウエノ ユタカ	茨木市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
占部 走馬	ウラベ ソウマ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
大野 ちかこ	オオノ チカコ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
岡田 祐一	オカダ ユウイチ	茨木市教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
織田 博行	オダ ヒロユキ	大阪府茨木警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
加藤 信幸	カトウ ノブユキ	茨木市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
小坂 峰雄	コサカ ミネオ	摂津市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
左近 昭紀	サコン アキノリ	大阪府高槻警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
芝 定彦	シバ サダヒコ	大阪府茨木公衆衛生協会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
白井 裕	シライ ユタカ	大阪府摂津警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
堰口 宗重	セキグチ ムネシゲ	茨木市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
中川 嘉彦	ナカガワ ヨシヒコ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
中野 剛	ナカノ ツヨシ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
野々上 愛	ノノウエ アイ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
福岡 洋一	フクオカ ヨウイチ	茨木市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
松田 志帆	マツダ シホ	大阪府助産師会茨木班長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
三宅 良宏	ミヤケ ヨシヒロ	高槻市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
森山 一正	モリヤマ カズマサ	摂津市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
保田 浩	ヤスダ ヒロシ	高槻市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
山内 榮樹	ヤマウチ エイジュ	摂津市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
山田 紘平	ヤマダ コウヘイ	島本町長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
山本 浩	ヤマモト ヒロシ	高槻市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
横山 寛	ヨコヤマ ヒロシ	島本町教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
吉田 忠則	ヨシダ タダノリ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
若狭 孝太郎	ワカサ コウタロウ	摂津市教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任

(五十音順)